

美唄市 医療費助成制度



重度心身
障がい者

ひとり親
家庭等

子ども

心身に重度障がいのある方、ひとり親家庭等の方、18歳になるまでのお子さんの医療費を助成しています。助成を受けるためには申請が必要となりますので、助成の対象となる方は下表の申請に必要なものをお持ちのうえ、国保年金課医療年金係でお手続きをしてください。なお、資格認定にあたっては所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

事業	申請に必要なもの	
	共通	その他必要なもの
重度心身障がい者	- 来庁される方の本人確認書類（★） - 受給対象となる方の健康保険情報がわかる書類（▲）	- 身体障害者手帳 - 療育手帳 - 精神障害者保健福祉手帳 - 診断書 いずれか一つ
ひとり親家庭等	転入された方 マイナンバーが分かるもの ※受給対象となる方の健康保険の加入状況により、どなたの分が必要となるか異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。	- ひとり親家庭等であることを証明できる書類 例：戸籍謄本 など - 学生証または在学証明書(原本) ※18歳以上の学生の場合に必要です。
子ども		共通のみ

（★）本人確認書類として必要なもの…マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、年金手帳 等

（▲）健康保険情報がわかる書類…マイナ保険証または資格確認書

【お問い合わせ・お手続き先】

美唄市役所 国保年金課 医療年金係 1階①窓口

〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号

TEL: 0126-63-0136(直通)



助成の対象となる方

事業	対象となる方	所得制限
共通	●美唄市在住の方 ●健康保険に加入している方 ●生活保護を受給していない方	
重度心身障がい者	・身体障害者手帳 1 級、2 級の交付を受けている方 ・身体障害者手帳の内部障がいによる 3 級の交付を受けている方 内部障がい…心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能の障害 ・療育手帳 A 判定の交付を受けている方、または重度の知的障がいと診断された方 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方 ※精神障害者保健福祉手帳の有効期限が過ぎますと、重度心身障がい者医療の資格も喪失します。手帳の更新時には、重度心身障がい者医療の受給者証も忘れずに更新手続きをしてください。	あり
ひとり親家庭等	【子】 ・18 歳になる年度の末日(3 月 31 日)までのお子さんで次のいずれかに該当する子 ・ひとり親に扶養または監護されている (※1) ・家庭に重度心身障がい者の親がいる ・両親の死亡または行方不明などの理由により、他の家庭において扶養されている ・18 歳以上 20 歳未満で学生または無職のためひとり親に扶養されている子 (※2) 【親】 ・18 歳になる年度の末日(3 月 31 日)までのお子さんがおり次のいずれかに該当する母または父 ・ひとり親家庭で子を扶養または監護している (※1) ・配偶者が重度心身障がい者である ・18 歳以上 20 歳未満の子を学生または無職のため扶養しているひとり親家庭の母または父 (※2) (※1) 監護…同居、別居に問わずお子さんの生活面に種々配慮している状態。 (※2) 18 歳以上 20 歳未満の期間も助成を受けるには、これまでひとり親家庭等医療の助成を受けていても再度申請が必要です。再申請により 20 歳の誕生月の末日(1 日誕生日の方は誕生月の前月末日)まで助成の対象となります。対象となる世帯にはお子さんが 18 歳になる年度の 3 月末までに案内文書を送付します。 ◎ 母または父が婚姻(事実婚も含む)した場合は対象となりません。住民票上に親族ではない異性の方がいる場合(世帯別も含む)は生計同一関係の有無に関わらず対象となりません。	あり
子ども	・18 歳になる年度の末日(3 月 31 日)までのお子さん (※) (※) 4 月 1 日生まれの方は前の 3 月 31 日までとなります。	—

【所得限度額】

(単位：千円)						
扶養人数 事業	0人	1人	2人	3人	4人	5人
重度心身障がい者	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388
ひとり親家庭等	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260
子ども	所得制限なし					

※生計を維持する方(健康保険の被保険者)の前年の所得が左表の額未満である方が医療費助成の対象となります。

2 助成の内容

受給資格が認定された方には、医療費受給者証を交付します。医療機関等を受診する際に、窓口で受給者証を提示することにより次の助成を受けることができ、自己負担額のお支払いのみで受診ができます。

●助成の対象

健康保険が適用となる医療費が助成の対象となります

健康保険が適用にならない予防接種、文書料、食事代、選定療養費^(※)などは助成の対象外です。
 ※選定療養費…厚生労働省により定められた制度で、200 床以上の病院において、他の医療機関からの紹介状を持たずに直接受診した場合、保険診療費とは別に自己負担してもらう健康保険適用外の医療費のこと。

●助成の範囲

対象		入院	通院・歯科・調剤・柔整	訪問看護
重度心身障がい者	精神障がいの方	×	○	○
	精神障がい以外の方	○	○	○
ひとり親家庭等	母または父	○	×	○
	子	○	○	○
子ども		○	○	○

●自己負担額

対象	住民税	自己負担額
18 歳になる年度の末日(3 月 31 日)まで	非課税・課税問わず	なし(全額助成)
18 歳になる年度の末日(3 月 31 日)以降	非課税世帯の方	初診時のみ自己負担あり 医科:580 円、歯科:510 円 柔整:270 円
	課税世帯の方	総医療費の 1 割

※18 歳になる年度の末日(3 月 31 日)以降の方の訪問看護の自己負担額につきましては、指定訪問看護にかかる基本利用料(総医療費の 1 割)となります。ただし、月額限度額があります。
 非課税世帯：8,000 円 課税世帯：18,000 円

●自己負担額の限度額

1 ヶ月の自己負担額の合計が次の金額を超えた場合、差額を払い戻します。払い戻しを受けるには振込口座の登録の申請が必要です(2 回目以降は不要)。

なお自己負担額は、同一月・同一事業・同一世帯分を合算して計算します。

	限度額
外来	18,000 円(年間上限 144,000 円)
入院	57,600 円(多数該当の場合 44,400 円)

お願い

- ・他の公費の受給者証をお持ちの場合は合わせて医療機関窓口にてご提示ください。
- ・入院や外来等で、医療費が高額になることが事前に分かったときは、「限度額認定」の申請が必要になる場合があるため必ず加入先の健康保険へ確認してください。

③ 次の場合は受給者証を使用しないでください



次に該当する場合は、各申請先にて給付を受けていただきますようお願いいたします。

① 学校・保育園・幼稚園等での負傷や疾病で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合

※補装具や登下校中の負傷等についても災害共済給付制度の対象となる場合があります。

② 就学援助を受けており、医療券の対象となる疾病^(※)の場合

(※：トラコーマ、結膜炎、白せん、^{かい}疥せん、^{のうかしん}膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病、う歯（むし歯））

③ 交通事故等の第三者行為による負傷や疾病の場合

④ 医療費の払い戻しについて

道外の医療機関を受診したときや受給者証を提示できずに受診したときは、健康保険のみの受診となるため、年齢などに応じた自己負担割合の医療費をお支払いしていただく必要があります。

このような場合は、受給者証の自己負担額を除き、お支払いした医療費の払い戻しが可能です。

【払い戻しの手続きに必要なもの】

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（★）
- ☐ 医療費受給者証
- ☐ 受給者本人の健康保険情報がわかる書類（▲）
- ☐ 領収書原本
- ☐ 申請者名義の口座番号の分かるもの

※払い戻し受付期間

受診月の翌月から数えて2年間

例：令和6年1月診療分

⇒ 令和6年2月～令和8年1月まで



※受付期間を過ぎた場合や申請がない場合は、払い戻しができませんのでご注意ください。

⑤ 次の場合に該当するときは、届出をしてください

1 次の変更があったときは、届出をしてください

- 氏名・住所(市内での転居)が変わったとき
- 課税世帯から非課税世帯(又は非課税世帯から課税世帯)が変わったとき
- 加入している健康保険が変わったとき
- 生計を主として維持する方が変わったとき
- 重度心身障がい者医療の資格がある方の手帳の等級が変更になったとき

2 次の場合は受給資格がなくなりますので、届出のうえ、速やかに受給者証をお返してください

- 市外へ転出するとき
- 生活保護を受けるようになったとき
- 健康保険の資格がなくなったとき
- 死亡したとき
- 重度心身障がい者医療の資格がある方の手帳の等級が変更となり、重度心身障がい者医療に該当する等級ではなくなったとき
- ひとり親家庭等医療の資格がある母または父が婚姻(事実婚を含む)したとき



受給資格がなくなった日以降に、届出をせずに受給者証を使用し、助成を受けた場合、後日医療費を返還していただきます。

(※)事実婚について

- 住民票上に親族ではない異性の方がいる場合(世帯別も含む)は生計同一関係の有無に関わらず喪失となります。
- 同居していない場合においても、定期的訪問・生計費の補助等が認められる場合、事実婚として判断されることがあります。

【変更や喪失の手続きに必要なもの】

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（★）
- ☐ 医療費受給者証
- ☐ 受給者本人の健康保険情報がわかる書類（▲）